

D P A T（災害派遣精神医療チーム）体制の整備について

1 国の状況について

平成 25 年度に国は災害派遣精神医療チーム（D P A T）活動要領及び活動マニュアルを策定

2 愛知県 D P A T 調整本部について

○設 置：愛知県災害対策本部の下に設置する愛知県災害医療調整本部の下に設置

○責任者：D P A T 統括者（精神保健福祉センター 保健管理監）

○調整本部の役割：

- ・県内で活動する D P A T の指揮、調整及びロジスティクス
- ・国や他都道府県に対する D P A T の派遣要請、受入れ
- ・D M A T 調整本等との連絡調整
- ・D P A T の撤収及び追加派遣の必要性の判断 等

○事務局：こころの健康推進室及び精神保健福祉センター

3 愛知 D P A T について

○定 義：愛知県内外における地震等による大規模災害等の発生時において、精神科医療機関の支援、被災者の心のケア活動を行うため、愛知県等により組織する災害派遣精神医療チーム

○活動内容：被災によって損壊した精神科医療機能に対する支援や被災のストレスによって生じた精神的問題を抱える被災住民への対応等

○チーム編成：精神科医師をリーダーとして、看護師、事務職員等で編成（1 チーム 3 ～ 5 名）

○先遣隊：発災初期に対応するチームを愛知 D P A T 先遣隊として厚生労働省へ登録（県立城山病院チーム）

- 統括：愛知DPA Tは県DPA T調整本部が統括。
- 出動基準：震度6弱以上の地震等の大規模災害発生時等において知事が必要性を判断。
- 活動期間：7日間（移動日2日・活動日5日）を標準
- 移動手段：関係機関等の車両によるが、車両の確保が困難な場合は県が公用車等を確保
- 協定の締結：DPA Tの派遣に関し、関係機関等との協定を締結

4 体制整備の状況

○愛知DPA T設置運営要領等の制定

愛知DPA Tの設置、運営に関する事項について規定する要領等を制定（2月）

○愛知DPA Tに関する協定の締結

愛知DPA T設置運営要領に基づき、DPA Tの派遣について、一般社団法人愛知県精神科病院協会と協定を締結（3月）

（国立病院機構東尾張病病院、県内大学病院との協定締結について現在、調整中）

○「災害時心のケア活動の手引き」の改訂

平成24年度に策定した「災害時心のケア活動の手引き」を国のDPA T活動マニュアル及び県のDPA T体制の整備に合わせて改訂（3月）

5 27年度の取組等について

- DPA T体制について、愛知県防災会議に諮り「愛知県地域防災計画」に位置付け
- DPA Tに関する研修の実施